

## 小型特殊自動車について

### 軽自動車税の課税対象となる小型特殊自動車

区 分	小型特殊自動車	
	農耕作業用自動車	特殊自動車
全 長	制限なし	4. 7 m以下
全 幅	制限なし	1. 7 m以下
全 高	制限なし	2. 8 m以下
総排気量	制限なし	
最高速度	35 km/h未満	15 km/h以下
種 類	田植機・コンバイン・トラクター等	ショベル・ローダ、フォークリフト、ロー列除雪機等

**※ 注：上記の基準をひとつでも超えるものは大型特殊自動車となり、固定資産税（償却資産）の課税対象となります。**

※ 乗用装置のない農耕作業用自動車は償却資産になります。

※ 小型特殊自動車を所有している方は軽自動車税の申告をし、標識番号（ナンバープレート）の交付を受けてください。（道路を走行する・しないに関わらず、所有していることで軽自動車税の課税対象となります。）